

第6期福生市地域福祉計画 【概要版】

||計画策定の背景と趣旨

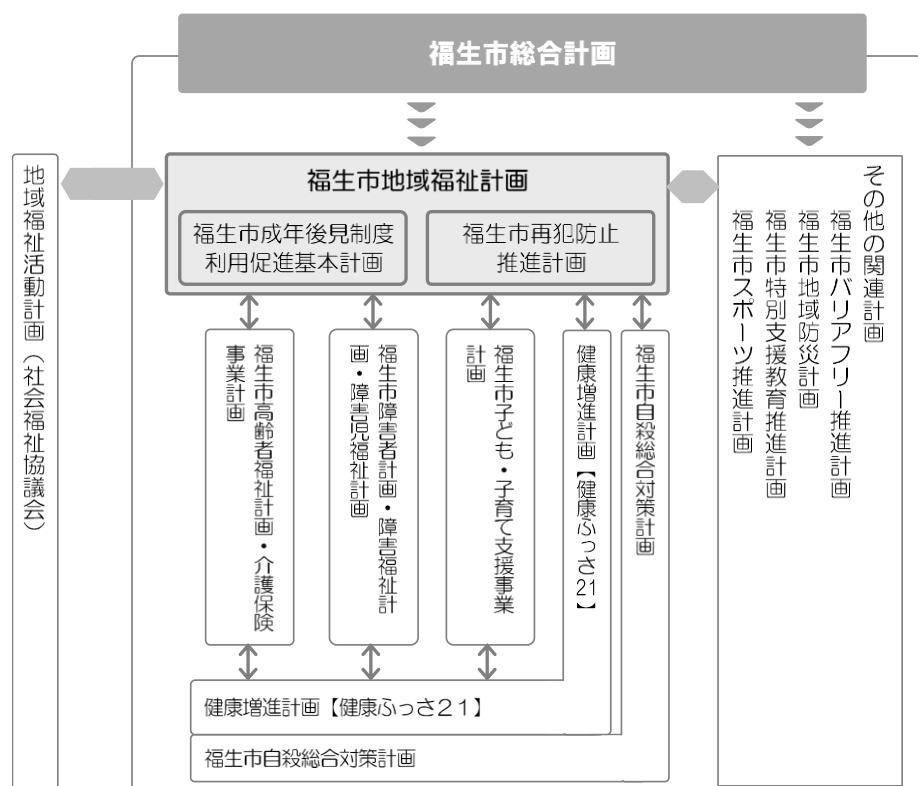
人生100年時代と言われる長寿社会を迎え、私たちが長い人生を安心して生きてくためには、様々な課題を地域の中で解決していくことが重要です。社会変化とともに生じる問題は複合的であり、多岐に渡っています。

こうした問題に対応し、“すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり”を目指し、「第6期福生市地域福祉計画」を策定します。

||計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域を取り巻く様々な生活課題に対応する包括的な支援体制の整備を進めていくため、本市の福祉分野の「上位計画」として策定します。

また、成年後見制度の利用促進に係る基本計画、地方再犯防止推進計画を包含した計画とし、一体的に施策を推進することとします。



|| 目指す姿

社会環境の変化による新たな課題に対応するため、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていくことが必要であり、本計画の基本理念は前計画を継承し、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

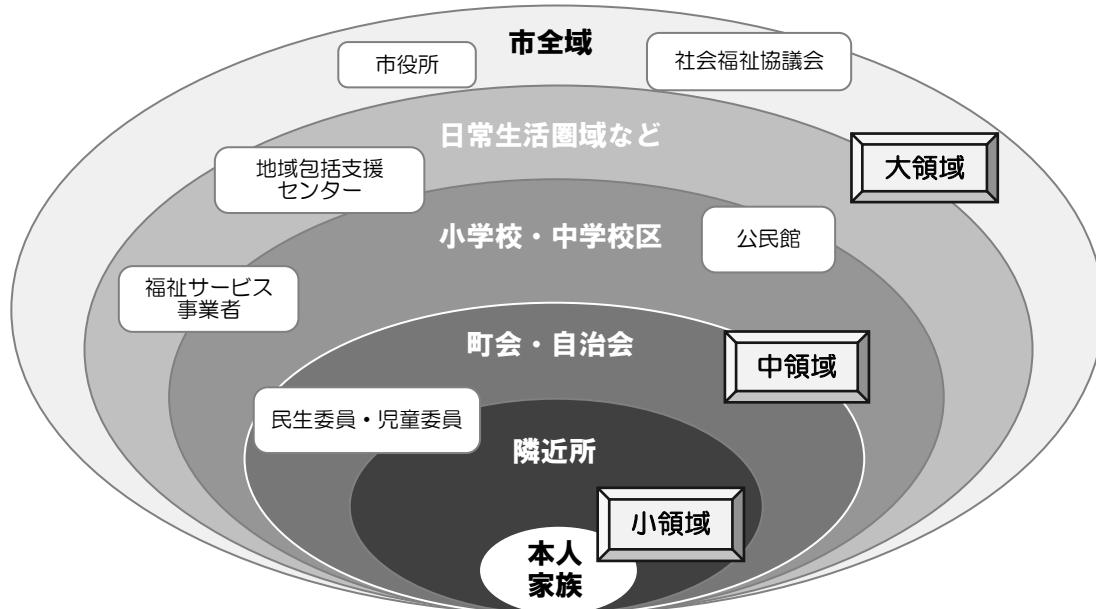
【基本理念】

『すべての人が、住み慣れた地域の中で
安心して明るく心健やかに暮らせる、
人と人とのつながり・
支え合いのあるまちづくり』

「支えあいの地域づくり」に向けて、重層的なネットワーク（圏域）を構築し、自助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべきサービスを提供し、地域福祉を総合的に推進していきます。

本計画では、町会・自治会活動の単位を重視しつつも、介護保険の日常生活圏域や小学校区・中学校区、公民館、福祉サービス事業者、地域包括支援センターなど、重層的に地域を捉え、市民に身近な助け合い、支え合い活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていきます。

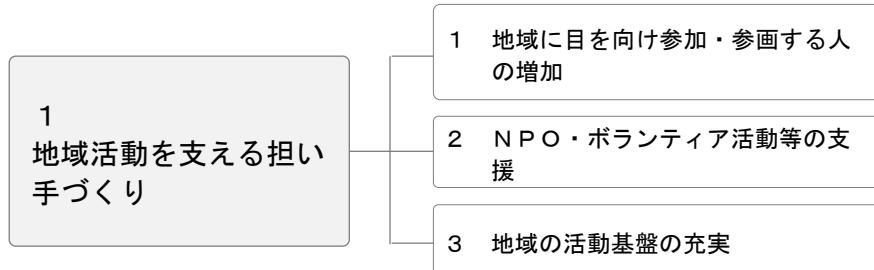
「地域の範囲」のイメージ



|| 基本目標 1 地域活動を支える担い手づくり

地域福祉を推進するために、町会・自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動を支援し、関係団体との連携の強化を図り、また、これらの活動を支える担い手の育成を支援します。

〔 施策の方向性 〕



【 主な施策・事業 】

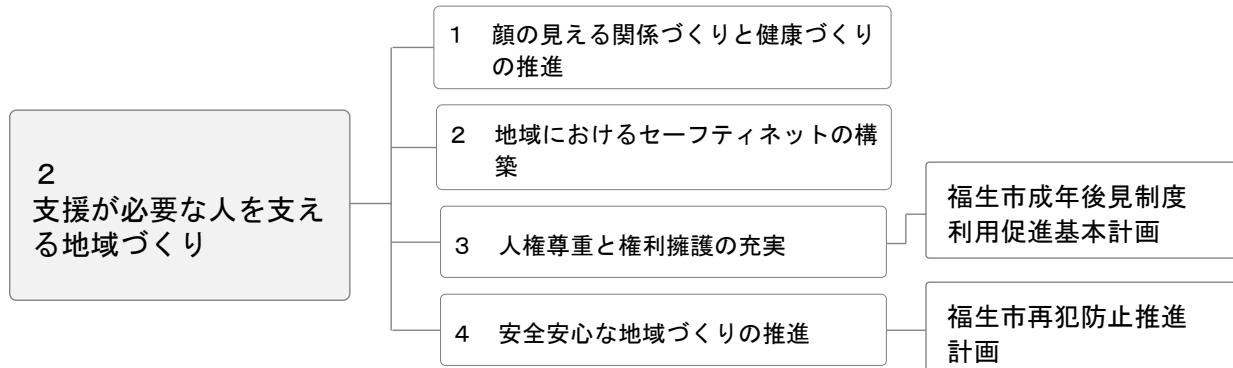
施策・事業	内容
小地域福祉活動等への支援	高齢者や障害のある人、児童等を対象とした地域での見守り活動、「ふれあいいきいきサロン」、「子育てサロン」等地域の憩いの場づくり、交流の場づくりなど、社会福祉協議会が推進している小地域福祉活動を支援していきます。

|| 基本目標 2 支援が必要な人を支える地域づくり

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、見守りや支えあい、困ったときに助けあうことができる組織的な活動を推進し、地域全体で支援が必要な人を支える体制の構築を推進します。

自然災害や感染症、犯罪をはじめとする、生活上の脅威や不安に対応するため、地域住民の交流を深め、つながりを強化し、防災や防犯に対する意識や活動を高められるよう取り組みます。

〔 施策の方向性 〕



【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容
見守りネットワークづくり	ひとり暮らし高齢者などを地域で見守るネットワークづくりを進め、確立します。

○福生市成年後見制度利用促進基本計画

判断能力が十分でなく、一人では意思決定が困難になった住民が引き続き地域社会で生活し続けられるよう、平成21年度に成年後見制度推進機関として設置した「成年後見センター福生」（福生市社会福祉協議会へ委託）とともに、地域の実情に応じた権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

【目標】

- ① 地域連携ネットワークの中核機関の整備
- ② 成年後見制度及び相談窓口の普及、啓発
- ③ 成年後見制度の利用支援

○福生市再犯防止推進計画

国や都からの情報の活用や実施する施策への協力等により連携を深めるとともに、地域による関係機関、団体との協働による包括的な支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

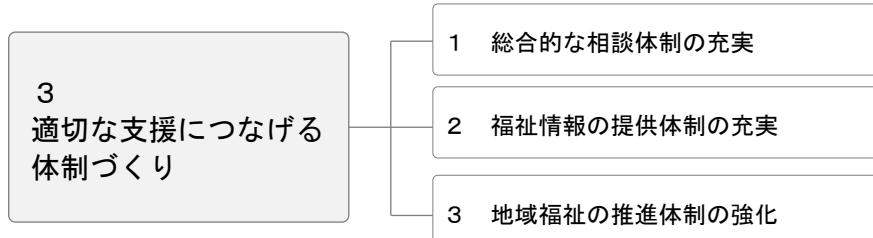
【目標】

- ① 就労、住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑤ 国・民間団体等との連携強化等

|| 基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

だれもが気軽に相談でき、必要な支援に結びつける「断らない相談」に取り組み、住民のニーズに合った適切な情報や支援の提供を図ります。また、支援を必要としている人々に適切な福祉サービスが行き渡るよう、関係機関・団体との連携を強化し、だれもが適切な支援につながる体制づくりを進めます。

〔 施策の方向性 〕



【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容
福祉保健の相談体制の充実	福祉保健に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を推進します。